

公正証書遺言に必要な書類

〒604-8145

京都市中京区東洞院錦小路上る

元竹田町631-3

エステートビル四条烏丸5F

ナカジマ司法書士事務所

司法書士 中 島 忠 之

TEL 075 (585) 2804

FAX 075 (585) 2807

《市役所区役所で取得する書類》

1. 遺言する方の**戸籍謄本**（3ヶ月以内のものが必要になります）
2. 遺言する方の**印鑑証明書**
3. 財産をもらう方の**戸籍謄本**（法定相続人に財産をあげる場合。1と同一戸籍の場合には不要です）
4. 財産をもらう方の**住民票**（法定相続人以外に財産をあげる場合。役所で取得する用紙には「全て省略なしのものを下さい」と記載してください。何も記載しない場合、本籍などが省略されてしまいます。）
5. **固定資産税の納付書**

《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

その他

7. 遺言する方、遺言執行者になる方の**公的身分証明書**（運転免許証、健康保険証など）
※有効期間をお確かめ下さい
8. 不動産の**権利証（登記済証）**
（物件漏れを防ぐために、できればご持参下さい）
9. 預貯金・有価証券等、遺言書に記載する財産関係の書類のコピー。

上記の書類がなくても当方で取得可能なものも多数あります。ご相談下さい。

なお遺言書作成当日は、遺言する方の**ご実印**が必要です。

費用の目安

5000万円を長男Aに相続させる遺言を作成した場合 →約10～15万円

（公証人手数料、当事務所報酬含む）